

2021年11月25日

各位

三井住友信託銀行株式会社

マイナンバー未提出のお客さまのNISA口座「みなし廃止」措置について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度税制改正により、下記のとおり、2021年末時点で対象となるNISA口座は、当社に対して一律に「非課税口座廃止届出書」を提出いただいたものとみなし、廃止させていただきます。（「みなし廃止」といいます）。

記

●「みなし廃止」措置の対象

2021年末時点で、当社に2017年分の非課税管理勘定が設定されているNISA口座をお持ちで、マイナンバーをご提出いただいておりますが、かつ2018年分以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が当社に設定されていないNISA口座

「みなし廃止」措置

2021年末時点で対象のNISA口座は、2022年1月1日に当社に対して一律に「非課税口座廃止届出書」を提出いただいたものとみなし、廃止いたします。

なお、2017年までの設定期間（第一勘定設定期間）に対する非課税口座が廃止となるため、「非課税口座廃止通知書」は作成されません。

●2022年以降も引き続き当社でNISA口座の開設をご希望される場合

2021年12月30日（木）までに当社にマイナンバーのお届けとともに、当社所定の「非課税口座開設届出書」をご提出いただく必要がございます。

他の金融機関で2018年分以降の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定されたNISA口座を開設されている場合は、NISA口座を開設されている金融機関で廃止手続きを行なったうえで、当社に「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」をご提出いただく必要がございます。

ご不明な点は、お取引店、または以下フリーダイヤルまでお問合せください。

「NISAお問い合わせダイヤル 0120-567-334」

電話受付/平日 9:00～17:00（土・日・祝 12/31～1/3、5/3～5 休み）

以上